

# 当事務所の現状とこれからについて

第1回のニュースレターなので、当事務所の現状とこれからについてお伝えしたいと思います。

当事務所は、現在、弁護士2名、事務局2名体制ですが、数十社の顧問先様、数多くの依頼者の皆様に支えられる中で成り立っております。顧問先様は、テレビ局、アニメプロダクション、番組制作会社、ライセンス関連会社、IT会社、不動産関連会社、建設会社、鉄鋼関連会社、商社、アパレルメーカー、医療法人、社会福祉法人、飲食関連会社等と多岐にわたる業種の法人様が存在し、幅広い分野・業種に対応させて頂いております。顧問先様を含む法人様の案件（相談、訴訟案件）では、会社法関係、知的財産、労務、M&A、債権回収等と多岐にわたる案件を扱っております。個人様の案件では、家事事件、交通事故、近隣紛争、刑事事件とこちらも多岐にわたる案件を扱っております。

また、代表弁護士の室谷は、知的財産、会社法関係、労務、セクシュアリティ等の講演活動、知的財産、セクシュアリティ関係の執筆活動、ドラマ「リーガルハイ」（フジテレビ）、「グッド・パートナー」（テレビ朝日）の法律監修、様々な弁護団活動、弁護士会業務も行って参りました。これらの活動については、当事務所のHPでも掲載しておりますので、ぜひ、ご覧頂ければと存じます。

これからについてですが、巻頭でご紹介しましたモットーに加え、

- (1) 質、量ともにこれまで以上のリーガルサービスを総合的に提供していくこと
- (2) 依頼者の皆様に対するクイックレスポンス、頼りがいのある対応をすること
- (3) 知的財産、労務、会社法関係、債権回収、事業承継、不動産関係、倒産関係、遺言相続関係、交通事故関係については専門性をより一層磨いていくこと

を旨にしていきたいと思っております。また、将来的には、法人化、東京事務所開設等についても視野に入れられるような事務所にしていかなければと思っております。

何よりも、ただ、愚直に、皆様方のお役に立てる事務所にするべく研鑽していく所存です。

## 事務所便り

地下鉄四ツ橋駅直結のビルにある当事務所。四ツ橋の地名は、かつて架けられていた4つの橋に由来し、石碑も残されています。現在では西梅田から地下鉄で5分、なんばからは1分の交通の便が大変よいところです。

## 室谷総合法律事務所

弁護士 室谷 光一郎 弁護士 鮫島 千遙

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号  
四ツ橋ビルディング602号

T E L : 0 6 - 6 5 3 5 - 7 3 4 0  
F A X : 0 6 - 6 5 3 5 - 7 3 4 1  
<http://murotani-law.jp/>

地下鉄四つ橋線四ツ橋駅2番出口直結。みずほ銀行のビル6階。  
月曜日～金曜日 相談要予約



## 室谷総合法律事務所ニュースレター

つくる / つなぐ / ひらく

2017年3月発行 Vol.1

### 室谷総合法律事務所

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号  
TEL : 06-6535-7340 FAX : 06-6535-7341 <http://murotani-law.jp/>



当事務所は、平成26年10月に開所し、平成28年1月に鮫島千遙弁護士を迎えて、総合法律事務所としての形を整え始めている中、法人、個人を問わず、少しづつ多岐に渡るご相談、案件を頂戴するに至っております。これもひとえに多くの皆様方に支えられて成り立っているものであり、ここに厚く御礼申し上げます。

そして、当事務所も3年目を迎えましたので、ニュースレターを出すこととし、広く多くの皆様方に当事務所のことを知ってもらうことにしました。

さて、昨今、世界的には「～ファースト」旋風が吹き荒れ保護主義的雰囲気が蔓延し、国内においてもヘイトスピーチに代表されるような他者受容を拒絶するような風潮が強まっております。視点が偏狭になれば、見えるものも見えなくなってしまうことは歴史が証明しております。このような状況であるからこそ、多様な視点を持ちつつ、多様な考え方を受け入れながら、確かな羅針盤（法解釈等も含む）の下に何事も対応していくことが求められるのではないかと思います。そのような確かな羅針盤になれるよう、当事務所としては、法律だけでなく、多角的な社会分析に関しても専門性・総合性を高めて参りたいと昨今の情勢を見ながら感じております。

当事務所は御存知のとおり、歴史の浅い法律事務所ですので、これから一層、果敢に色々な分野に挑戦していく所存です。ただ、開所以来、①皆様に全面的に信頼してもらえるように全力で対応すること、②専門性を有しつつ、総合性を有すること、③社会正義の視点を常に有することをモットーにして参りました。今後もこのモットーは揺るがすことなく、色々な分野についても挑戦していくべく、所員一同精進をしていく所存ですので、今後とも皆様方のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

代表弁護士 室谷 光一郎



# 法律改正の現在の状況

## 1 はじめに

今回は、企業の日頃の活動や日常生活に大きく影響する民法や労働関係などの、法律改正の現状について、ご紹介いたします。

民法（債権法）や労働基準法の改正については、平成27年に法律案が国会に提出されましたが、会期中に審議できず、現在も審理できていない状況が続いている（もっとも、審議未了のため廃案とはなっておらず、現在も継続審議（閉会中審査）となっています）。そのため、法律案が可決され、さらに施行（公布から2～3年後となる場合もあります）となるのは、当分先のことになってしまうものと思われます。もっとも、民法や労働基準法は、会社の通常の活動に大きく影響するものですので、施行される前からその内容を把握しておくことで、施行後の事業をスムーズに行うことができます。

また、平成28年3月に改正された介護・育児休業法が、平成29年1月1日から全面施行されることになりました。そのため、これに伴い、事業者は、介護・育児を理由とする所定外労働等の制限や所定労働時間の短縮措置について、就業規則に記載する必要が生じることになります。

以下では、それぞれの改正案の内容について、概要を紹介します。

## 2 民法（債権法）改正の現状

債権法の改正において、日々の取引と深く関係する改正点としては、①債権の消滅時効期間の一律化（職業別の短期消滅時効の廃止）、②法定利率の5%から3%に引下げ及び変動比率の導入、③事業貸金等債務の保証人の方策拡張、④賃貸借契約における敷金の取り扱いの明文化、⑤定型約款の規定の新設などがあります。

債権法の改正は、明治29年の制定以来約120年ぶりであり、改正内容は、上述の点以外にも多岐にわたります。

## 3 労働基準法改正の現状

主な内容としては、①月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について中小企業への猶予措置を廃止、②一定日数の年次有給休暇の確実な取得、③高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する労働者に対する労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外などがあります。

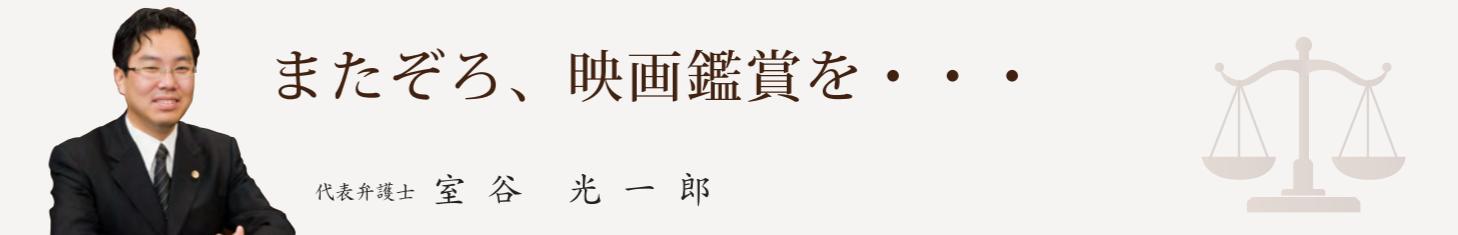
これらの改正点については、労使の激しい対立があり、国会審議も激化することが予想されます。また、去年、電通労死事件が起ったこともあり、今後、法規制も見直しが図られると予測されます。

## 4 介護育児休業法の改正

主な内容は、①介護休業の分割取得、②介護・育児休暇の取得単位の柔軟化、③有期契約労働者の育児休業の取得の緩和などが挙げられます。上述の通り、事業者は、これに伴い、介護・育児を理由とする所定外労働等の制限や所定労働時間の短縮措置について、就業規則に記載する必要が生じることになります。

## 5 最後に

上述の法律改正の詳細の他、日頃の業務において法的に少しでも疑問に感じたことなどございましたら、弊所にお問い合わせいただきたく存じます。



## またぞろ、映画鑑賞を・・・

代表弁護士 室谷 光一郎



昨年は、映画界に彗星の如く大ヒット作が生まれました。言わずと知れた「シン・ゴジラ」「君の名は。」です。私も最近遠ざかっていた映画館に足を運んで鑑賞して参りました。どちらも素晴らしい作品だと思いますが、特に、「君の名は。」は、300億円超え（国外を含む）の興行収入を出すお化け作品となっております。

「シン・ゴジラ」には、東日本大震災での政府対応を批判的に描写する場面もあり、「エヴァンゲリオン」を彷彿させる場面も多く、色々な角度から楽しめる場面があったと思います。他方、「君の名は。」は、直球勝負的な青春期の男女の恋愛心理を描写しつつ、テンポの速いストーリー展開に小気味の良さを感じさせるものがあるのだと思います。

ある作品がヒットするということは、必ず理由があるものだと思います。つまり、クリエイターは色々なことを考えて工夫を凝らし、受け手が何を求めているのかを探り、そのことに応えようと戦闘しているのではないでしょうか。クリエイションのプロセスこそが大ヒット作を生み出すのでしょうか。やはり、何事も考え抜いて工夫を凝らし、相手の気持ちを読み取ることが大事なのでしょう。このことは仕事でも一緒だなあと2つの映画を楽しく鑑賞した後、そんなことを考えておりました。

さてさて、せっかくなので、今年は映画館通いも仕事の合間にしてみようと思っております。



## 桜島によせて

弁護士 鮫島 千遙



年末年始、久しぶりに実家のある鹿児島に帰省しました。実家のベランダからは桜島がきれいに見えます（表紙が実家から見える桜島の写真です）。そのため、帰省をすると、家族だけではなく、桜島も一緒に私を歓迎してくれるような気持ちになります。

鹿児島県民は、降灰や空振等で大変な思いをすることもありますが、その一方で温泉や自然など、たくさんの恵みを受けています。私も、鹿児島では毎日のように自宅から徒歩1分の公衆温泉に行きますし、祖母と二人で少し遠出して（といっても、桜島フェリーで15分ほどですが…）桜島港の近くにある温泉に浸かりに行くことが、帰省した時の恒例となっています。そして、何よりご飯が美味しいので、帰省前後で体重の増減がちょっとした悩みです。

また、いつも変わらぬ姿で錦江湾に佇む桜島の姿は、県民の心の支えになっています。私も、今回の帰省で桜島を眺めながら、弁護士になって1年が経ったことを実感し、少し感慨深い気持ちになりました。

この1年、顧問先様の法律相談や交通事故、家事事件、刑事事件等を担当し、交渉から訴訟にいたるまであらゆる事件に携わりました。一つ一つの案件が勉強になる一方で、私自身の至らない部分に毎日向き合ってかなければならず、克服するのは一朝一夕にはいかないことを痛感しています。

桜島のように堂々たる弁護士になれるのは、まだまだ先のことですが、2年目の今年は焦らず、自分を過信せず、少しずつでも確実に成長してきたいと思います。